

第12期 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日 ▶ 2024年3月31日

日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階「芙蓉の間」

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

株式会社 坪田ラボ

証券コード：4890



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からも招集通知をご覧いただけます。

証券コード 4890
2024年6月11日
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

株 主 各 位

東京都新宿区信濃町34番地
トーション信濃町駅前ビル304

株式会社 坪田ラボ

代表取締役 坪 田 一 男
社 長

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第12期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://tsubota-lab.com/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名（坪田ラボ）または証券コード（4890）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

「ネットで招集」 <https://s.srdb.jp/4890/>



敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階「芙蓉の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第12期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告の内容、計算書類の内容の報告の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場への入場開始時間は午前9時を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたこと等により経済活動に緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で、不安定な国際情勢等の影響による原材料価格やエネルギー価格の高騰に加え、円安進行に伴う物価上昇が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした環境下、当社は慶應義塾大学発ベンチャーとして、“ビジョナリーイノベーションで未来をこぎげんにする”をミッションに掲げ、近視、ドライアイ、老眼、脳疾患の治療に画期的なイノベーションを起こすという目標のもと、中長期的な事業の拡大と収益向上を目指し、事業活動を行ってまいりました。

研究開発では引き続き、新規知財の発見及び新規パイプライン追加のための基礎研究、知財の導出及び共同研究先であるパートナー企業との研究開発を強化いたしました。また、バイオレットライト技術を用いた近視進行抑制のための医療機器開発（TLG-001）の検証的臨床試験（治験）における被験者の組み入れが完了し、脳疾患関連のパイプラインであるTLG-005のパーキンソン病、うつ病、軽度認知障害（MCI）の特定臨床研究における被験者組み入れも完了いたしました。この他にも、眼血流増大の効果がある緑内障の点眼薬を適応拡大し、近視の進行を予防する点眼薬として開発しているプロジェクト（TLM-007）の特定臨床研究が開始されました。

公的資金においては、3つの大型公的研究助成金を獲得いたしました。「高齢犬の認知機能低下に対する介入による認知機能改善機器の研究開発」が、令和5年度成長型中小企業等研究開発支援事業（GoTech 事業）として、「網膜色素変性症に対する革新的医療機器の開発」が、令和5年度TOKYO戦略的イノベーション促進事業における助成事業として、「光照射による月経不順治療機器」が、令和5年度女性のためのフェムテック開発支援・普及促進事業における助成事業として採択されました。

事業開発では、TLG-001の検証的臨床試験の被験者の組み入れが完了し、株式会社ジズホールディングスと締結したライセンス契約のマイルストーンを達成いたしました。また、当社が保有し、また今後保有する点眼薬に関する知的財産権及び研究開発成果に関し、ロート製薬株式会社と知的財産権実施許諾契約を締結し、新しい点眼薬（TLM-018）の開発に着手いたしました。この他、ヘルスケア分野でのコモディティ開発にも注力し、NECパーソナルコンピュータ株式会社との特許等実施・使用許諾契約に基づき、同社よりバイオレットライトLED搭載ノートパソコンが発売されました。

一方で、2026年3月期に終了予定であるTLG-001の検証的臨床試験およびその後実施される統計解析（期間は1年を予定）に係る費用が契約一時金を超過する見込みとなり、契約損失引当金として328,303千円を計上いたしました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高は673,532千円（前期比281,161千円減）、営業損失は649,554千円（前事業年度は167,031千円の営業利益）、経常損失は636,371千円（前事業年度は144,221千円の経常利益）、当期純損失は641,317千円（前事業年度は90,181千円の当期純利益）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	2023年3月期 (前事業年度)	2024年3月期 (当事業年度)	増減
研究開発事業	954,693 千円	673,532 千円	△281,161 千円

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、7,769千円であり、主に研究に使用する工具、器具及び備品によるものです。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の行使により58,176千円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社は“ビジョナリーイノベーションで未来をごきげんにする”をミッションに掲げ、「近視、ドライアイ、老眼、脳疾患の治療に画期的なイノベーションを起こす」という目標のもと、慶應義塾大学発ベンチャーとして、世界的な近視の激増、ドライアイによるQOL（クオリティーオブライフ）の低下、老眼の予防治療、また同じ中枢神経系である脳関連の疾患に対する治療への高い需要という社会課題に真正面からチャレンジし、企業価値の増大を目指しております。

こうした中、当社は、今後も持続的な成長と企業価値の向上を図るうえで、研究開発活動の質およびそれを支える企業活動の基盤としての経営の質を向上させる必要があると認識しております。当社が優先的に対処すべき事項として認識している事項は、以下のとおりであります。

① 基礎研究、知財発掘および管理の強化

当社は、近視、ドライアイ、老眼および脳疾患の領域において、先進的な研究を行っております。

当社の目指す将来的なビジネスモデルは、共同開発によってパートナー企業より上市された製商品によるロイヤリティ収入を得ることであり、現在はまだ研究段階であり、その研究成果を評価するパートナー企業とともに共同研究開発を行うため、今後も基礎研究の強化を図ってまいります。また研究開発の成果としての知財の管理強化による導出力の向上も重要な課題と認識しております。

② 国内・海外事業開発の強化

当社のビジネスモデルは、パートナー企業との共同研究開発契約および実施許諾契約による契約金一時金、マイルストーン・ペイメント並びに事業化後（上市后）のロイヤリティ契約によるロイヤリティで収益化し、その収益を新しい研究に投資することで、新たな価値創造につなげることです。当社のような小規模のバイオベンチャーにおいては、強固かつ効率的な共同研究開発体制の構築は、研究開発活動の質の向上および製造能力の確保の観点からも重要な課題であります。事業開発においては、今後も国内外の多くの有力企業と共同研究開発を行うため適切なコミュニケーションを図りつつ、事業開発の強化を進めてまいります。

③ レギュラトリーサイエンス(*1)の強化

研究開発を独立行政法人医薬品医療機器総合機構からの承認取得、さらには事業化へとつなげていくためには、レギュラトリーサイエンスへの対応力の強化は不可欠です。こうした認識のもと、当社では組織の細分化や人材確保により、研究開発本部を中心に強化を図っております。

*1 レギュラトリーサイエンスとは、医療分野の研究開発の成果の実用化に際し、その品質、有効性および安全性を科学的知見に基づき適正かつ迅速に予測、評価および判断することに関する科学です。

④ 企業体質の強化

CSV経営(*2)を目指し、OKR(*3)を導入し企業体質の強化を図ってまいります。

- *2 CSV (Creating Shared Value) とは、社会的な課題を自社の強みで解決することで、企業の持続的な成長へとつなげていく差別化戦略であります。
- *3 OKR (Objective and Key Results) とは、会社として達成したい目標をブレイクダウンしたものであり、会社が長期で成し遂げたいビジョンやミッションに紐づくものであります。

⑤ 経営体制の強化

a 人材の確保と育成

他のバイオベンチャーと同様に当社も新規性のある医薬品および医療機器の研究開発を行っていることから、個々の研究員には非常に高度な専門性が要求されております。現在ほとんどの研究員が業務委託になっております。しかしながら、事業の安定的継続的な発展のためには独自の研究室、独自の研究員をそろえる必要があると考え、専門性を有する当社独自の研究員を採用してまいります。

また、大学発ベンチャーでは、サイエンスが強くてもビジネスの観点から評価が得られないという現状があり、株式上場によって得られた信用力や知名度を活用しながら、世界からより多くのビジネス人材を確保し、今後拡大・加速していくことが予想される事業スピードに対応してまいります。

b コーポレート・ガバナンスの強化

当社にとって共同研究開発体制の構築は重要な課題であり、また株主を含めたステークホルダーとの良好な関係も重要な課題であります。社外関係者との良好な関係の構築のためには、社会的信用を維持・向上させていく必要があると認識しております。特に、当社の取引先は主に上場企業、医療機関、公的な研究機関でありますので、共同研究開発体制を構築し、取引関係を維持していくには、当社も社会的信用を維持していく必要があります。また、世間に広く有効なバイオテクノロジーを提供していく社会的責任を果たす必要があると認識しております。

そのため、当社は小規模ではありますが、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、内部管理体制および人員増を含めた管理部門の強化を推進してまいります。また、内部監査人と監査役との連携強化等の施策により業務執行の適法性・妥当性を監視する機能を強化し、財務報告に係るリスクを最小化して、経営の健全化に努めてまいります。

c 資金調達・財務基盤の強化

当社はバイオベンチャーであり、実際の製品化までの研究開発活動において年単位の時間を要するものであります。製品化までの研究開発活動において設備投資、人材の採用・育成およびその他事業活動に多額の資金が必要となってまいります。これらの資金を外部から調達する必要があり、中長期的な視点から、財務基盤の強化のためにも、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金等を通して、研究開発に必要な資金調達の多様化を図ってまいります。その一環で、運転資金を確保することを目的に、バックアップラインとして金融機関との間で、当座貸越契約（当座貸越極度額10億円）を締結しております。

⑥ 慶應義塾大学および他大学との研究協力体制の構築

慶應義塾大学医学部のみならず、慶應義塾大学理工学部、その他複数の大学との共同研究も開始しております。将来的に安定した研究開発を行うためには慶應義塾大学医学部との関係だけに頼るのではなく、異なる技術を持ちつつ、研究所が確保できる大学との協力体制を構築することが必要と考えております。そのため、他の大学や学部との共同研究契約や寄付講座などを含めて、幅広く取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	2020年度 第9期	2021年度 第10期	2022年度 第11期	2023年度 (当期) 第12期
売上高	687,502	640,921	954,693	673,532
営業利益又は 営業損失(△)	250,242	136,169	167,031	△649,554
経常利益又は 経常損失(△)	255,838	202,340	144,221	△636,371
当期純利益又は 当期純損失(△)	201,609	153,319	90,181	△641,317
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失(△)	8.97円	6.77円	3.66円	△25.15円
総 資 産	1,078,578	1,617,795	2,672,961	2,295,159
純 資 産	591,033	744,353	1,950,373	1,367,231
1株当たり純資産	26.11円	32.89円	77.07円	53.45円

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 当社は、2021年7月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

分野別	分野内容
研究開発分野	近視、ドライアイ、老眼、脳疾患等の研究開発 他
ロイヤリティ分野	近視、ドライアイ等のコモディティロイヤリティ収入 他
コンサルティング分野	製薬会社等へのコンサルティング 他

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
7名	3名減

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社日本政策金融公庫	64,300 千円
株式会社りそな銀行	40,000
株式会社商工組合中央金庫	12,600

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 25,577,500株

(3) 株主数 7,198名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率
坪田 一男	12,595	49.25%
株式会社坪田	3,200	12.51%
大高 功	1,840	7.19%
竹村 敬司	328	1.29%
合同会社マーズ	250	0.98%
株式会社ジンスホールディングス	220	0.86%
ロート製薬株式会社	220	0.86%
原 裕	219	0.86%
山田 進太郎	191	0.75%
株式会社テムル・パートナーズ	160	0.63%

(注) 当社は自己株式を保有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2019年10月21日	2019年10月21日
新株予約権の数		68個	250個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 6,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 25,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり一円	新株予約権1個当たり一円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり180円 (1株当たり180円)	新株予約権1個当たり180円 (1株当たり180円)
権利行使期間		2022年10月22日から 2029年10月21日まで	2022年10月22日から 2029年10月21日まで
行使の条件		(注) 新株予約権の行使の条件	(注) 新株予約権の行使の条件
取締役及び監査役の保有状況	取締役	新株予約権の数 68個 目的となる株式数 6,800株 保有数 1人	新株予約権の数 250個 目的となる株式数 25,000株 保有数 1人
	社外取締役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —
	監査役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2020年12月17日	2020年12月17日
新株予約権の数		4,300個	250個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 430,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 25,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり一円	新株予約権1個当たり一円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり250円 (1株当たり250円)	新株予約権1個当たり250円 (1株当たり250円)
権利行使期間		2022年12月18日から 2030年12月17日まで	2022年12月18日から 2030年12月17日まで
行使の条件		(注) 新株予約権の行使の条件	(注) 新株予約権の行使の条件
取締役及び監査役の保有状況	取締役	新株予約権の数 4,000個 目的となる株式数 400,000株 保有数 2人	新株予約権の数 250個 目的となる株式数 25,000株 保有数 1人
	社外取締役	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 30,000株 保有数 1人	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —
	監査役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有数 —

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降に限り、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
2. 新株予約権者は、権利行使時までの間、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員以外の第三者で、当社との間で書面による契約を締結し、当該契約に基づいて当社に役員等を提供する当該第三者又は当該第三者の役員若しくは従業員をいう。以下同じ。）のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社の就業規則に規定する当社都合により退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
4. 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
5. その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
6. 2021年7月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況・発行した新株予約権の数
該当事項はありません。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
坪田 一男	代表取締役社長	
山田 進太郎	取締役経営企画部長	
久保田 恵里	取締役事業開発本部長	株式会社メディアプロデュース 非常勤取締役会長 株式会社メディアプロダクト 非常勤取締役会長
小泉 信一	社外取締役	千葉大学 大学院医学研究院 客員教授 Medicinal Creation Advisor合同会社 代表社員 Beyond Next Ventures アドバイザー 株式会社AskAt 取締役副社長 研究開発・事業推進統括 MabGenesis株式会社 共同創業者 アドバイザー 株式会社レストアビジョン アドバイザー
河野 直輝	社外監査役 (常勤)	
堤 康之	社外監査役 (非常勤)	堤公認会計士事務所 代表 株式会社プラスバリューコンサルティング 代表取締役
村田 真一	社外監査役 (非常勤)	兼子・岩松法律事務所 パートナー弁護士 株式会社クロスフォー 社外取締役 (監査等委員) 株式会社JMC 社外監査役 シュッピン株式会社 社外取締役 株式会社プラザホールディングス 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役小泉信一氏は社外取締役であります。
2. 監査役河野直輝氏、堤康之氏および村田真一氏は社外監査役であります。
3. 2023年6月28日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって、吉川勝氏は監査役を辞任いたしました。
4. 当社は、取締役小泉信一氏、監査役河野直輝氏、堤康之氏および村田真一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役堤康之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役村田真一氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役小泉信一氏、監査役河野直輝氏、堤康之氏、および村田真一氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を報酬委員会（委員長小泉信一氏）による答申に基づき当社取締役会決議にて定めており、その概要は以下のとおりです。また、当事業年度の実績の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会が原案について検討を行っており、当社取締役会も方針に基づき決定されているものと判断しております。

当社の取締役の報酬は、月例の金銭による固定報酬である基本報酬のみとし、個別の報酬等（基本報酬）の額は、当社の業績や経営内容、経済情勢等の経営環境や他社水準、各取締役の役割に応じた貢献度合い等を考慮しながら総合的に勘案し決定いたします。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長坪田一男に委任しております。なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、任意の報酬委員会が、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続きに従って具体的な報酬額を算出するよう検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第8期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております（使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第8期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	93,949 (4,800)	93,949 (4,800)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	— (—)	— (—)	4 (4)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏 名	兼務先	当該他の法人等の関係
社外取締役	小 泉 信 一	千葉大学 大学院医学研究院 客員教授 Medicinal Creation Advisor合同会社 代表社員 Beyond Next Ventures アドバイザー 株式会社AskAt 取締役副社長 研究開発・事業推進統括 MabGenesis株式会社 共同創業者 アドバイザー 株式会社レストアビジョン アドバイザー	当社と兼務先との間には 重要な取引その他の関係 はありません。
社外監査役	河 野 直 輝		
社外監査役	堤 康 之	堤公認会計士事務所 代表 株式会社プラスバリューコンサルティング 代表取締役	当社と兼務先との間には 重要な取引その他の関係 はありません。
社外監査役	村 田 真 一	兼子・岩松法律事務所 パートナー弁護士 株式会社クロスフォー 社外取締役 (監査等委員) 株式会社JMC 社外監査役 シュッピン株式会社 社外取締役 株式会社プラザホールディングス 社外取締役 (監査等委員)	当社と兼務先との間には 重要な取引その他の関係 はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	小 泉 信 一	当期開催の取締役会19回のうち19回出席し、医薬品研究開発者および経営者としての専門的な知識、見識から、議題の審議にあたり、取締役会における意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
社外監査役	河 野 直 輝	当期開催の取締役会15回のうち15回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席し、議案審議等に際し、長年にわたる大手小売企業の取締役としての知識、経験から、適宜発言を行っています。
社外監査役	堤 康 之	当期開催の取締役会19回のうち19回出席し、また当期開催の監査役会17回のうち17回出席し、議案審議等に際し、公認会計士としての専門的な知識、見識から、適宜発言を行っています。
社外監査役	村 田 真 一	当期開催の取締役会19回のうち19回出席し、また当期開催の監査役会17回のうち17回出席し、議案審議等に際し、弁護士としての専門的な知識、見識から、適宜発言を行っています。

(注) 監査役河野直輝氏は、2023年6月28日開催の第11期定時株主総会において新たに選任されたため、対象となる取締役会及び監査役会の回数は、就任後に開催されたものです。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（千円）	33,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（千円）	33,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合の他、監査役会は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任または不信任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で責任限定契約を締結しておりません。

6. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

当社は“ビジョナリーイノベーションで未来をごきげんにする”をミッションに掲げ、「近視、ドライアイ、老眼、脳疾患の治療に画期的なイノベーションを起こす」という目標を実現するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びにその他業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」を始めとする関連社内規程を整備し全社に周知・徹底し意識の維持・向上を図る。
- ②取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ③監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ④当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求があった場合には、「反社会的勢力排除規程」に基づき、警察と連携を取りながら断固としてこれを拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「内部情報管理規程」、「文書管理規程」ほか社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- ②取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、「リスク管理規程」を定め、当社の取締役及び使用人に周知し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ②経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ③危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を原則月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ③経営方針及び経営戦略等に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。
- ④取締役会は、「予算管理規程」を定め、中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

(5) 当社の業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての取締役及び使用人に対し周知徹底し管理にあたる。
- ②当社は、「内部通報規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- ③当社の内部監査担当部署は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、内部監査及び外部監査の結果を監視し、検証する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役からその職務を補助すべき使用人の配置要請があった場合には、当該使用人を速やかに確保し任命する。
- ②監査役職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
- ③監査役職務を補助すべき使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ②取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- ③取締役及び使用人は、内部通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。
- ④監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わない。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

②監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、重要な情報、報告を把握するとともに、意見を述べるができる。

③監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、安定的に事業の継続を確保していくことを目的に、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

①当社の取締役及び使用人に対し、法令違反、不当行為等の早期発見及びこれらを未然に防止するためリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。原則、半期に1回継続的に開催し、当事業年度は2回開催いたしました。

②問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置して適切な措置を備えております。

(2) リスク管理体制

①当社のリスク管理体制の基盤となるリスク管理規程に基づき、経営における重大な損失、不利益等を最小限に食い止めるためリスクの把握、評価、対応を継続的に行っております。

②内部監査規程に基づき、管理本部は、組織の内部監査を実施し、リスク状況の把握、監視を行い、社長に報告を行っております。当事業年度は2回実施いたしました。

(3) 取締役の職務執行監視体制

①取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項、経営方針及び予算策定等の経営に関する重要な事項を決定するとともに、月次の業績の分析、評価を行って、法令や定款等との適合及び業務の適正を確保するための活動を行っております。当事業年度は、定時取締役会12回、臨時取締役会7回、合計19回開催いたしました。

②社外取締役を選任し、取締役会による取締役の職務の執行の監督機能を強化しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		673,532
売上原価		652,153
売上総利益		21,379
販売費及び一般管理費		670,934
営業損失 (△)		△649,554
営業外収益		
受取利息	18	
助成金収入	5,354	
償却債権取立益	7,550	
その他	1,606	14,528
営業外費用		
支払利息	1,005	
為替差損	339	1,344
経常損失 (△)		△636,371
税引前当期純損失 (△)		△636,371
法人税、住民税及び事業税	950	
法人税等調整額	3,996	4,946
当期純損失 (△)		△641,317

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	788,972	772,972	772,972	388,429	388,429	1,950,373	1,950,373
当期変動額							
新株の発行	29,088	29,088	29,088			58,176	58,176
当期純損失(△)				△641,317	△641,317	△641,317	△641,317
当期変動額合計	29,088	29,088	29,088	△641,317	△641,317	△583,141	△583,141
当期末残高	818,060	802,060	802,060	△252,888	△252,888	1,367,231	1,367,231

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主に、定率法を採用しております。

ただし、建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～15年

工具、器具及び備品 3～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

契約損失引当金は、契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、見積り損失額を計上しています。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 契約一時金

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、ライセンスを付与した時点で収益を認識しております。なお、一般的に、契約一時金は、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) マイルストーン・ペイメント

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。なお、一般的に、マイルストーン・ペイメントは、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) ロイヤリティ

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、基礎となる売上が発生した時点で収益を認識しております。なお、一般的に、ロイヤリティは、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(4) コンサルティング

業務委託契約の契約条項に基づき、サービスが提供されるに従い、収益を認識しております。なお、一般的に、コンサルティングは、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 仕掛品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
仕掛品	285,500

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

仕掛品の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

当該収益性を見積りには、マイルストーンの達成などの将来の未確定事象に係る見積要素が含まれており、パートナー企業における研究開発の進捗状況に大きく依存するものであります。

そのため、翌事業年度において、研究開発結果によりマイルストーンの達成が困難となり共同研究開発が終了した場合には、損失が発生する可能性があります。

2. TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
契約損失引当金	328,303

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金は、実施許諾契約で定められているマイルストーン達成に必要な見積り総費用が、マイルストーン達成時に得られる収入を超過する額を見積り損失額として算定しています。

契約損失引当金の見積り要素には、マイルストーン達成までに要する期間とその費用が含まれております。マイルストーン達成までに要する期間とは、実施許諾契約で定められている条項を達成するために要する期間であります。当初予見していなかった事象が生じた場合、その期間が延長されます。その結果、翌事業年度において、追加費用の見積りが必要になり、見積りの不確実性は高まります。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
当座貸越極度額	1,000,000
借入実行残高	—
差引額	1,000,000

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	25,306,800	270,700	—	25,577,500

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による新株の発行により270,700株、発行済株式数が増加しております。

2. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 935,200株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,348千円
仕掛品	65,595 //
契約損失引当金	100,526 //
その他	4,639 //
税務上の繰越欠損金	34,351 //
繰延税金資産小計	206,462千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△172,110 //
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△34,351 //
評価性引当額小計	△206,462千円
繰延税金資産合計	一千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については第三者割当増資や金融機関からの借入れにより調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債権の一部は外貨建て債権であることから、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、通常1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に研究開発費、知財管理及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスク及び金利水準の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は、与信管理規程及び販売管理規程に従い、取引先ごとの入金期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生の未然防止に努めております。

② 市場リスクの管理

当社は、資金運用を預金に限定することにより、市場リスクを回避しております。

また当社は、外貨建て営業債権の為替の変動リスクに対して、現状は債権の一部であり影響額が少額のためヘッジ取引はしておりませんが、常に注視し必要となった場合は、先物為替予約等を利用したヘッジ取引を行う予定であります。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。金利変動リスクについては、財務・経理部が金利動向を注視するとともに、研究開発資金についても研究開発期間の管理をすることで金利変動リスクを低減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (* 3)	116,900	115,614	△1,285
負債計	116,900	115,614	△1,285

(* 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 「売掛金、未収還付法人税等、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等」についても、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,883,400	—	—	—
売掛金	17,933	—	—	—
合計	1,901,334	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	26,520	21,166	22,284	22,284	13,327	11,319
合計	26,520	21,166	22,284	22,284	13,327	11,319

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度（2024年3月31日）

科目	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	115,614	—	115,614
負債計	—	115,614	—	115,614

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	山田進太郎	被所有 直接 0.75%	当社取締役	新株予約権の行使 (注) 2	11,988	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 2019年10月21日に開催された取締役会決議に基づき割当された第2回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 53円45銭

1株当たり当期純損失 25円15銭

(注) 1株当たり当期純損失は期中平均株式数に基づき算出しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	近視領域	ドライアイ領域	脳領域	その他	合計
契約一時金	450,000	—	—	—	450,000
マイルストーン・ ペイメント	180,000	546	25,200	—	205,746
ロイヤリティ	6,639	132	—	235	7,007
コンサルティング	—	—	—	10,779	10,779
外部顧客への売上高	636,639	678	25,200	11,014	673,532

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	17,760
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	17,933
契約負債（期首残高）	447,370
契約負債（期末残高）	403,315

契約負債は、主に、近視領域の共同研究開発にかかる契約先からの前受額であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、95,370千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	88,000
1年超2年以内	128,315
2年超3年以内	88,000
3年超	99,000
合計	403,315

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社坪田ラボ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 阿 部 博

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 瀧 浦 晶 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社坪田ラボの2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明をもとめました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2024年5月22日

株式会社坪田ラボ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）河 野 直 輝 ㊞

監 査 役（社外監査役）堤 康 之 ㊞

監 査 役（社外監査役）村 田 真 一 ㊞

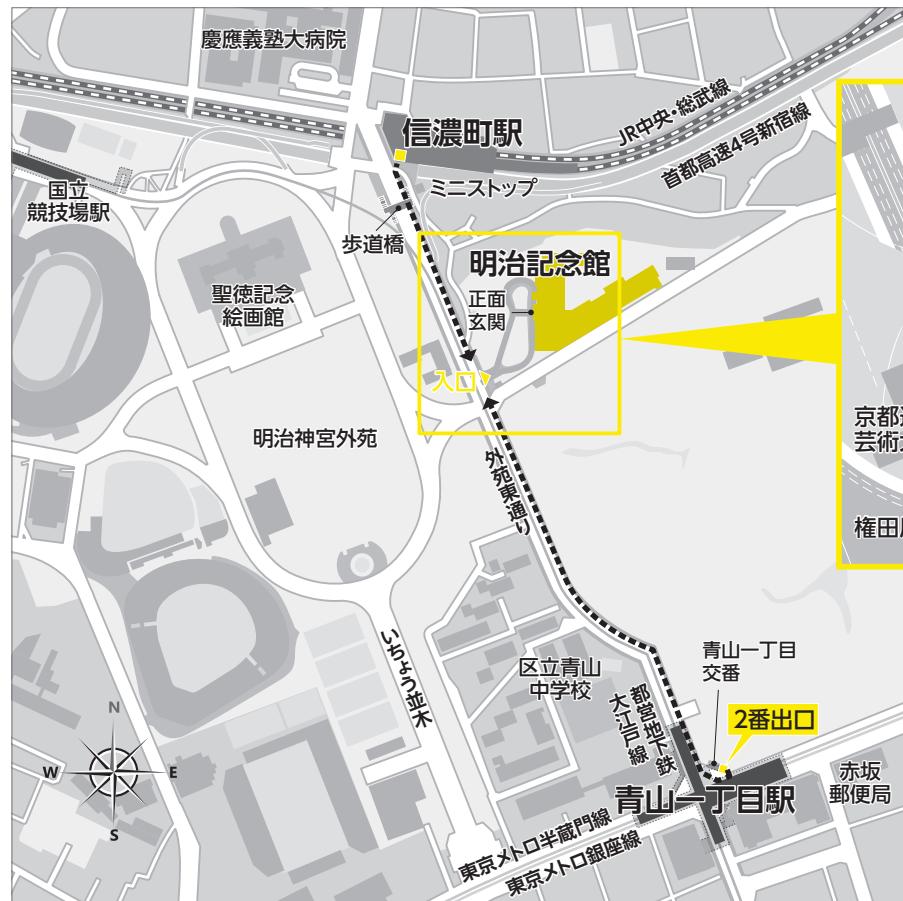
以 上

株主総会会場ご案内図

日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

場所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階「芙蓉の間」
(TEL : 03-3403-1171)

最寄駅周辺図



会場拡大図



交通のご案内

JR中央・総武線
「信濃町駅」徒歩3分
東京メトロ銀座線・半蔵門線
都営地下鉄大江戸線

「青山一丁目駅」
2番出口より徒歩6分

株式会社 坪田ラボ

東京都新宿区信濃町34番地 トーシン信濃町駅前ビル304
<https://tsubota-lab.com/>

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。